

帯広市町内会連合会表彰規程<町内会役員永年功績者表彰規程>

(目的)

第1条 この規程は、町内会の健全な運営と発展に永年功績顕著あったもの又は町内会活動に特に顕著な行為があったと認められるものを表彰するため、必要事項を定めることを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程により表彰するものは、次の各号に該当するもので町内会及び地区連町から推薦があったものとする。ただし、故人に対する推薦については、死亡してから1年以内とする。

(1) 10年以上、またその後10年を越す毎に町内会及び地区連町役員としてその職にあったもの。

(2) 町内会及び地区連町、並びに地域の発展に特に顕著な功績があったもの。

2 前項第1号及び第2号の町内会及び地区連町役員とは、会長、副会長、監査、部長、担当委員、班長等(顧問、相談役を除く。)とする。

3 第1項第1号の役員の期間は、すべて通算されるものとし、同一市内における移転により他の町内会での役員期間も通算するものとする。

(表彰の決定)

第3条 表彰の決定は、前条の規定に該当するものを帯広市町内会連合会の決議を経て決定するものとする。

(表彰の方法)

第4条 前条により決定されたものは毎年総会において表彰する。ただし、特別な理由があると認められた場合は、随時表彰することができる。

(該当者の推薦)

第5条 町内会長は帯広市町内会連合会長が指定する日までに別紙様式により推薦書を提出するものとする。

永年勤続の町内会長に対する感謝状の贈呈要領<市長感謝状贈呈要領>

(目的)

1 多年にわたり、町内会長として、地域社会の福祉の増進と市政発展のために尽くした各位の功績をたたえ、感謝の意を表することを目的とする。

(対象基準)

2 この感謝状を受けとることができる者は、帯広市に居住し、かつ地域社会に功労のあった者で次の要件を満たす者であることを要する。

(1) 町内会長として通算10年以上の経験を有する者

(2) その他特に市長が認めた者

(選考方法)

3 各町内会から推薦された被表彰者の選考は市民活動課において行なう。

(贈呈の種類)

4 該当者に対しては、感謝状を贈呈するものとする。

(その他)

5 この要領に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附則

この要領は、昭和50年8月25日から施行する。

<永年勤続の町内会長に対する感謝状の贈呈要領に関する内規>

1 この内規は、永年勤続の町内会長に対する感謝状の贈呈要領に基づき、要領施行に関し必要な事項を定める。

2 要領2(2)の市長が認めた者を次のとおりとする。

(1) 原則として、町内会長の経験が10年以上の者であるが町内会役員としての経歴も換算するものとする。

$$\text{例) } \underbrace{7 \text{ 年}}_{\substack{\downarrow \\ \text{町内会長の年数}}} + \underbrace{(9 \text{ 年} \times 1/3)}_{\substack{\downarrow \\ \text{役員年数}}} = 10 \text{ 年}$$

※役員を通算年数を3分の1の年数に換算して、町内会長の年数に加算することとする。

(2) 町内会活動のため、私財等を提供し地域社会に貢献した者

(3) その他